

## 茨城県地域がん登録事業の精度向上に係る取組みについて

高力 規雄\* 江橋 正浩 小沼 恵美 篠原 嘉  
 深谷 均 入江 ふじこ

### 1. はじめに

茨城県では、年々増加の一途を辿るがんによる死亡者の対策を図るため、全国に先駆け、平成2年に「茨城県総合がん対策推進計画」を策定し、がんの予防対策、早期発見のためのがん検診体制の整備、高度専門医療体制の整備、末期医療対策、がん情報システムの整備という5本の柱を設けて総合的な施策に取り組んできた。

当計画に基づき、平成3年10月からがん専門医療施設等である19医療機関、平成4年10月から県内の全医療機関を対象に地域がん登録事業を開始し、集計、分析等の業務を茨城県健康科学センターに業務委託し、茨城県成人病検診管理指導協議会成人病登録・評価部会でその内容等を評価、検討するとともに、届出票の提出勧奨を茨城県医師会の協力の下に行ってきた。

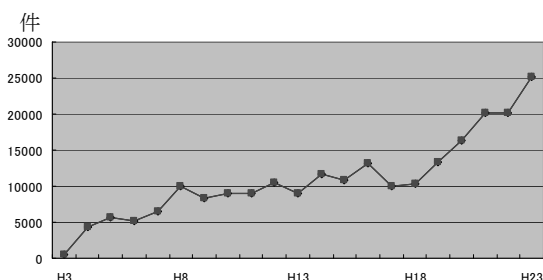


図1 届出票の提出状況の推移

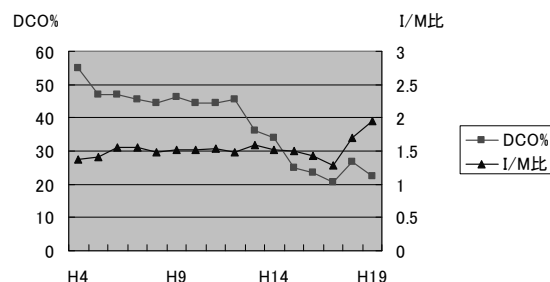


図2 DCO%及びI/M比の推移

平成8年には届出票の提出件数が10,000件に近づき、それに伴いDCO%等登録精度も向上するかと推測されたが、その後、提出件数は10,000件前後で伸び悩み、登録精度も向上しなかった。このような状況を改善するため、平成17年4月から茨城県保健福祉部保健予防課で直接地域がん登録事業を実施し、登録精度の向上を図ることとなった。徐々に提出件数は増加し、平成23年には25,089件に増加し、それに伴い、登録精度も向上した。特に、I/M比については、1.96(平成19年)となり、事業開始後、最も2.00に近づいた。以下に今まで当課が実施してきた取組みを紹介する。

### 2. 主な取組み

#### ① 届出票の提出件数の増加を図るための勧奨

- 積極的に医療機関を訪問し、届出票の提出について勧奨した(県内外の医療機関)。

\*茨城県保健福祉部保健予防課  
 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

- ・ 病院事務長会議において、地域がん登録への協力を依頼した。
- ・ 県内の全医療機関（精神科のみの医療機関等一部の医療機関を除く）に対して、地域がん登録協力依頼に関するポスター及びリーフレットを送付した。

② 予後調査

データベースに登録されたがん患者が住んでいる県内の市町村に対して、住民票の照会を実施し、生死について確認している。引越し等により一回の調査で生死が確認できなかった場合、原則的に確認できるまで県内外の市町村に対して照会している。

③ 地域がん登録事業で得られたデータのフィードバック

県内の全医療機関（精神科のみの医療機関等一部の医療機関を除く）に茨城県地域がん登録事業報告書を送付し、データをフィードバックした。

④ 精密検査医療機関に対して地域がん登録事業への協力を義務化

茨城県がん検診実施指針（肺、胃、大腸、乳、子宮）に基づく精密検査医療機関の登録に関する基準を改正し、平成 20 年度から上記 5 種類のがんの精密検査医療機関の登録要件として、地域がん登録事業への協力を義務化し、届出票の提出件数の増加を図った。

⑤ 茨城県がん診療指定病院の指定

がん診療連携拠点病院に準ずる診療機能を有する病院、特定領域のがんについて顕著な実績を有する病院を「茨城県がん診療指定病院」として平成 20 年度から指定し、院内がん登録の実施及び地域がん登録への協力の義務化を図った。

⑥ 標準データベースシステムの導入

平成 21 年 9 月に標準データベースシステムを導入し、さらなる登録精度の向上を図っている。

3. 現状

① スタッフ

医師 1 名（保健予防課長）、臨床検査技師 1 名（課長補佐）、薬剤師 1 名、事務 4 名（嘱託職員 2 名、臨時職員 2 名）、合計 7 名のうち、専従で 4 名（嘱託職員 2 名、臨時職員 2 名）が事業に携わっている。

② 登録精度

- ・ 届出票提出件数 25,089 件（平成 23 年）
- ・ 罹患件数 15,048 件（平成 19 年）  
（上皮内がんを含む）
- ・ がんによる死亡数 8,137 名（平成 23 年）
- ・ DCN% 26.5%（平成 19 年）
- ・ DCO% 22.4%（平成 19 年）
- ・ I/M 比 1.96（平成 19 年）

③ 過去 5 年間の届出票提出状況の推移  
がん診療連携拠点

病院からの届出票の提出件数がここ数年で顕著に増加している。当課では、平成 17 年度以降、届出票の提出件数の増加を図るため、積極的に、がん診療連携拠点病院等医療機関へ訪問し、病院長等に対して、届出票の提出について勧奨するなど様々な対策を講じてきたが、その結果が徐々に現れていると考えている。また、平成 19 年 4 月にがん対策基本法が施行され、国及び地方公共団体に対し、がん登録事業を推進するための措置を講じるよう規定されたことなども、地域がん登録事業を推進するにあたり、追い風になっていると考えられる。

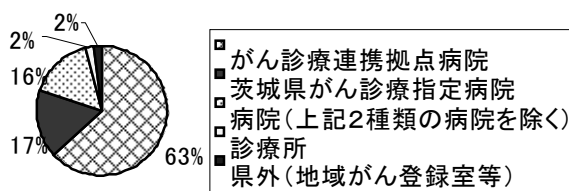
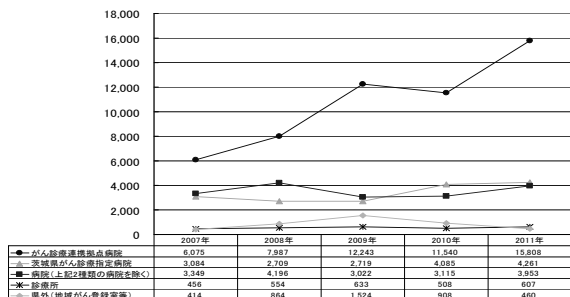


図 3 平成 23 年届出票提出状況内訳



過去5年間の届出票提出状況の推移

#### 4. 結語

届出票の提出件数が増加していることから、今後、DCO%、I/M比等の登録精度は徐々に向上すると推測される。

一方、「がん診療連携拠点病院院内がん登録全国集計報告書」から、年間2,000～3,000人の茨城県在住の患者が栃木県、千葉県、東京都などの近隣県の医療機関で診療を受けていることが判明している。このため、本県の地域がん登録事業のさらなる精度向上を図るためには、これらのデータを他の地方公共団体と適切に情報交換することが必要であり、今後の課題である。